

熊本地方裁判所 御中

菊池事件の再審開始を求める署名

「私たちは、一人の人間として、憲法違反の死刑判決を放置することはできません」

令和2年2月26日、熊本地方裁判所は、菊池事件における特別法廷による審理は、被告人の人間としての尊厳を侵害し、ハンセン病患者であることを理由とした合理性を欠く差別があったとして、憲法13条（個人の尊厳）、14条1項（法の下の平等）に違反することを明確に認めました。また、傍聴不可能な場所を開廷場所に指定した点についても、憲法37条1項、82条1項（裁判の公開）に違反する疑いがあることを指摘しています。

この熊本地方裁判所の判断は、刑事事件の法廷における審理が被告人の人間としての尊厳を損なうことなく行われるべきであるという当然の原理を、わが国の裁判史上、初めて明らかにするとともに、菊池事件においては、こうした憲法違反の審理によって、1人の人間の命が奪われてしまったのだということを、改めて浮き彫りにしたのです。

しかしながら、公益を代表するために再審請求権を有する唯一の国家機関である検察庁（検察官）は、今まで、違憲判決によって命が奪われてしまったという深刻極まる状態及び司法がもたらしたハンセン病に対する偏見・差別がいまなお社会に強くはびこる現実を是正しようとはしません。

そこで、私たちは、一人の人間として、菊池事件の被告人の名誉と尊厳を取り戻すべく、一刻も早い再審開始を求めます。

裁判所が、私たちの切実な思いを正面から受け止め、早急に、再審開始決定をされるよう、切に望む次第です。

氏名	住所

(署名送付先)

〒860-0844 熊本中央区水道町14-27 KADビル9F 桜樹法律事務所

菊池事件再審弁護団事務局長 弁護士 馬場 啓

(TEL 096-278-7212 FAX 096-278-7213)